

様式第5号（第5条関係）

変 更 契 約 調 書	
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市安楽島町1412番地17 株式会社 亀川組 代表取締役 亀川 稔
工 事 名	坂手漁港護岸機能保全工事
工 事 場 所	鳥羽市 坂手町 地内
工 事 種 別	土木工事
変 更 工 事 概 要	護岸工 L=123.2m 方塊ブロック製作・仮置き N=3個 鋼矢板工 L=63m 上部工 L=60.2m 裏込工 L=62.6m 裏埋工 L=56.6m 排水構造物工 N=1式
当 初 契 約 年 月 日	令和4年6月16日
変 更 契 約 年 月 日	令和5年2月20日
当 初 工 事 期 間	令和4年6月16日 ～ 令和5年3月2日
変 更 後 工 事 期 間	令和4年6月16日～令和5年3月31日 29日間延長
当 初 契 約 金 額	106,458,000円(税込み)
変 更 金 額	6,948,700円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	113,406,700円(税込み)
変 更 契 約 理 由	<p>当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁港内の現況地盤が浅く、方塊ブロックを仮置きするにあたり、起重機船が地盤に接触することから、グラブ浚渫14m<sup>3</sup>を追加し、解消する。</li> <li>・ 鋼矢板打設において、岩盤線の起伏により、設計深さまでの打設が困難で高止まりした、9枚について引抜・切断・再打設を追加した。</li> <li>・ 上部工の寸法が大きく、全体重量もあるため、施工時にコンクリートを支えるための支保及び型枠の設置撤去工が水中作業であり、非常に危険性が高いことから、受注者と協議を行い、二次製品の笠コンクリートブロックを使用することで、施工性及び安全性が向上できるように変更した。</li> <li>・ 上部工のコンクリート打設後、アンカーの引張力及び上部工の重量により、既存護岸側へ傾くことが想定されることから、上部工施工分の裏込・裏埋工の数量を増加した。</li> <li>・ 裏込工、裏埋工施工時のクレーン付台船の旋回範囲内に架空線があり、支障となることから、撤去・設置を追加した。</li> </ul> <p>なお、諸数量の移動は、上記理由による。 上記施工方法の変更に伴い、二次製品が特注品で納品まで日数を要することから、工期を延長する。</p>